

平成26年6月和水町議会定例会会議録

平成26年6月13日和水町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 平成26年6月13日午前10時00分招集
2. 平成26年6月13日午前10時00分開会
3. 平成26年6月13日午前11時39分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 荒木拓馬	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 松尾裕二 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	高木洋一郎	総合支所長 兼住民課長	松尾憲成
会計管理者	隅部久美子	企画課長	今村裕司
税務住民課長	石原民也	健康福祉課長	堤一徳
経済課長	坂本政明	建設課長	池田宝生
学校教育課長	吉田収	社会教育課長	有富孝一
福祉課長	坂本誠司	事業課長	山下仁
町立病院事務部長	豊後正弘	特別養護老人 ホーム施設長	石原恵一

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに施政方針
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認について（平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号））
- 日程第8 議案第30号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第9 議案第31号 和水町社会教育委員の設置条例及び和水町公民館条例の一部改正について
- 日程第10 議案第32号 平成26年度 和水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 平成26年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第34号 平成26年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第35号 町道の路線認定について
- 日程第14 陳情等の常任委員会付託等について

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成26年6月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議事録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において2番森潤一郎君、4番豊後力君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(杉本和彰君) 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年和水町議会6月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私極めて御多忙なところ出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、承認3件、条例2件、補正予算3件、その他1件、計9件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に発せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、3月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は別紙のとおり、お手元に配付のとおりです。

以上、諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告並びに施政方針

○議長(杉本和彰君) 日程第4、行政報告並びに施政方針を行います。

福原町長より行政報告、施政方針をお願いします。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 皆さん、おはようございます。町長の福原でございます。

議長のお許しをいただきましたので、定例会の開会にあたりまして、ご挨拶と一般行政報告並びに今後の施政方針につきお時間をちょうだいいたします。

本日、平成26年度6月定例会の初日を迎えるに際し、議員の皆様方にはそろそろ農繁期に入ろうかという御多忙の中、また地域においても諸行事が重なる中で諸般の事情をお繰り合わせいただき御出席を賜りました事に冒頭、厚く御礼を申し上げます。

去る3月の町長選を経まして4月16日に町長に就任をさせていただきました以来、臨時議会こそ開催されましたものの、本定例会は私並びに新執行部にとりまして実質的には初議会となります。

要領を得ず、ご心配・ご迷惑をお掛けする事態もあろうかと懸念いたしておりますが、私の想いや希求する方針・施策などを誠心誠意お伝えいたしてまいりたいと思っております。

もちろん、厳しい御指摘をお受けする諸案もあろうかとは存じますが、議会並びに議員各位に対し、この新米町長が今後4年間の和水町の進むべき方向性について、どのように考え、どのような想いを持っているのか、できる限り丁寧にご呈示申し上げ、議員各位の御審議をいただく中で、確かな指針を固めてまいることができそうですよう願っております。

すでに、数多くの一般質問もいただいておりますが、これらの質疑を通じ、私並びに行政の方針における「肉付け」ができますならば、誠に幸いに存ずるところでございます。

私は、今定例会の様々な論議を、私をはじめ行政に対する提言・助言として、真正面から受け止めなくてはならない、と強く念じております。

議員各位におかれましては、何卒、適切な御議論をいただき、今定例会が向こう4年にわたる新行政の実質的なスタートとなりますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、現下の国内情勢に目を転じますと、安倍内閣が発足以来、いわゆるアベノミクスによる景気回復政策が進められている途上でございます。

金融面の超緩和政策により、為替相場におきましては、それまでの円高が修正され、円安基調に転じるとともに、債権、あるいは株価の価格も大幅に持ち直し、資産評価のアップによる銀行や大手・中堅企業の空前の好決算発表が続いており、景気が回復しつつあるかのような様相を呈しております。

しかしながら、このアベノミクスのインフレ狙いの政策は、私達一般庶民にとりましては、円安によるガソリン等の燃料価格や公共料金など、諸物価の高騰を招き、むしろ日常の暮らしを圧迫しているような感さえございます。

また、中小・零細企業や地方企業にとっては、原材料・資材価格の高騰・人件費の高騰等により、経営の難しい舵取りを迫られている現況であると承知いたしております。

さらに、この4月からは消費税も3%アップの8%となり、一部を除き、現下の感触としては、消費の低迷を助長しているかのような状況にあり、事実、私達の生活に置き換えてみますと、生活用品、食卓の買い物にさえも「考え考え」というのが、実際の姿ではなかろうかと思えます。

さらに2%の増税も事実上の決定をみており、地方の商工業の振興・地域経済の拡大にとって、高いハードルとなることが想像に難くありません。

また、まだまだ実感としてわいてこないというのが現実でございますが、TPPへの対応の問題もあります。

政府は米などの主要農産品を中心に「関税維持の主張」を続けると公表しておりますが、中身は依然として非常に不透明であります。

実情がわからない状況であるがゆえに、実感がわからないということになりますが、いずれにいたしましても、農林業を基幹産業とする和水町においては、農地の集約もさることながら、優良産物の生産・販路の確保・6次産業振興等へのたゆまぬ努力と、農地と地域農業を守るための備えは欠かせないところであります。

悲観的な材料ばかりを並べてしまいましたけれども、大企業・都市圏に限定されているとは言

え、景気の回復が垣間見え、若干ながらも、給与所得等にも好影響を与えていることについては間違いのないところであり、熊本県内の求人倍率にも若干の改善の兆しがあることも御承知のとおりでございます。

アベノミスクの第3の矢に期待をしつつ、現下の好影響がいくばくかでも地方の自治体にも波及してくれることを願いたすものでございます。

和水町としては、世情が混沌とした今こそ、現状を改善し、土台を築くべく自己努力が必要とされ、その努力の積み重ねが、この町の足腰を強くし、有形無形の体力強化につながるものであることを信じて、適正な施策を講じて参る所存でございます。

議員各位におかれましても、何卒のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

次に一般行政報告に移らせていただきます。

本年4月以降の主な行事等につきましては、お手元に一覧表をお配りいたしておりますが、この中で、個別に御報告申し上げたい事項または掲載分以外に御報告の必要を感じずる事項につきまして、簡単に御報告を申し上げます。

まず、三加和小中学校の入学式でございます。

菊水地域に先駆けて、三加和3小学校1分校の統合校舎と体育館が完成し、4月8日に三加和小学校の開講式とスクールバス出発式が開催され、翌4月9日に三加和小中学校合同の入学式が執り行われました。

目下、小学校用プールを建設中であり、8月完成の予定で工事が進んでおります。

県内外を通じ、数少ない小中併設型校舎による小中一貫教育の実りある成果に向けての学校現場並びに教育委員会の奮励を期待いたすところでございます。

もちろん、行政といたしましても、保護者の皆さま共々、最大限の支援に努めてまいりたいと考えております。

同じく学校教育関係の事案でございますが、「和水町立中学校におけるいじめに関する第三者委員会」の調査報告書が4月4日に提示され、11件のいじめの認定・学校現場に対する指摘、教育委員会に対する指摘、今後の改善事項に対する指摘を、それぞれに受ける結果となりました。

これを受けて、5月30日に報告書の全面公開に踏み切ると同時に、行政、教育委員会、学校現場の順に記者会見を行い、引き続き、御遺族側の会見も実施されました。

本事案につきましては議員各位より一般質問をいただいておりますので、子細につきましては、その答弁において申し述べさせていただきますが、第三者委員会が設立されて以来、約1年にわたる時間を費やすこととなり、御遺族をはじめ町民の皆さまにも多大な御心配と御迷惑をお掛けいたしました事に対し、改めてお詫びを申し上げます。

今後は行政、教育委員会、学校現場が、それぞれの独立性を尊重しながらも、この三者が一体となって、このような事態を二度と引き起こすことのないよう、体制、環境、心の教育を繰り返す、繰り返し検証を続けていくことが肝要であると考えております。

また、6月2日には菊池川流域合同巡視を開催いたしました。

国土交通省菊池川事務所、有明広域行政事務組合玉名消防署並びに玉名警察署、和水町消防団及び和水町行政が合同して町内の菊池川流域危険箇所を巡視し、改修計画・防災に対する認識の共有を図ることを目的とするものであります。

県単位、有明広域行政単位、菊池川流域単位の会合は、菊池川水防演習、県治水砂防協会、菊池川水防連絡会、九州治水期成同盟、県防災危機管理セミナー、土砂災害防止の集い、県地域防災連絡会、ここでは北地区で当町が分科会の幹事をしております。など、もっぱら防火・防災に関する会合が圧倒的な回数で開催され、地域の危機管理に対する重要度を如実に物語っているものであると受け止めております。

ここもと、異常気象による悲惨な災害が相次いでおります。

和水町もここ数年は大過なく過ごせてはおりますが、決して例外ではないことは皆さまが御承知のとおりでございます。

風水害、土砂災害のような天変地異による自然災害あるいは、油断による火災など、この町で、いつどこで起きても全く不思議ではなく、土壇場においてこの町を守る上で、危機管理体制、訓練、避難や予防避難に対する町民の意識啓発を充実する必要性を痛感するものでございます。

日頃は目立ちにくい業務であり事業であります、危急の場合の命綱ともなる事業でありますので、議員各位の御理解とお力添えもお願い申し上げます。

続きまして、私がお預かりいたします4年間の施政方針について申し述べます。

施政方針に関しても多くの一般質問を頂いておりますので、重複する部分につきましては、極力簡略に申し述べさせていただき、一般質問に対する答弁に重きを置かせていただきたいと思います。

まず、従来方針と異なるのは菊水地域の小学校統合校舎及び菊水中学校校舎にかかる事業形態の転換であります。

これまでの番城地区における小中併設型校舎の新築事業を見直し、小学校統合校舎は菊水中央小学校の現存の校舎を耐震改修して、菊水地域4小学校を統合する方向に転換し、これと並行して、菊水中学校についても既存校舎を耐震改修し活用する形態へ方針変更をさせていただきたいと考えております。

狙いは費用の圧縮、つまり地方債発行の抑制であります。

従来方針を継続し、校舎新築を行った場合、平成22年度約8億円であった年間地方債発行額が約23億円に達することが想定され、また地方債等の返還にかかる公債費は、平成20年度7億8,000万円が10億にも達しようかということが懸念されます。

つまり、和水町の体力としては、そこが限界であると思慮されます。

校舎建設に偏重して償還能力の限界を迎えた場合、他の事業に全く着手できないという状況を迎えてしまいます。

それを回避するには、まず、統合校舎費用を抑制すべきであり、その抑制した費用をこの町が不可欠とする生活基盤に関わる事業費に充当し、地方債発行、借金でありますけれども、地方債

発行を最小限度でとどめる施策を選択すべきであると思慮いたしております。

先ごろ、一部の新聞記事に掲載されましたが「このまま行けば消滅の恐れのある自治体」の中に和水町が含まれていたことは、皆さまも御承知のことと思います。

非常な衝撃を受けた町民も居られるかも知れませんが、一歩ひいて客観的にみれば、それが妥当な見解であるかも知れません。

しかしながら、まさに「そがんこつになってたまるか」でありまして、議員各位の御同意を賜り、町民の皆さんと一体となって、合併以来のキャッチフレーズであります「希望（ゆめ）あふれ、人と地域が輝くまち」に邁進させていただきたいと熱望いたすものでございます。

では、学校統合等の費用を削減し、その余力をどこへ持っていくのか。

その行き先が、私の提唱し推し進めんとする「生活基盤の充実に向けた町づくり」のための事業プランへの財源、予算の配分でございます。

この事業プランに関しましても、複数の議員様から様々な角度の一般質問をいただいておりますので、本日は簡潔に述べさせていただきます。

情状を御斟酌いただき、御寛容の程をよろしくお願い申し上げます。

さて合併から8年、私どもの和水町は他の中山間地と同様に、農林業の衰退、歯止めのかからぬ人口流出、進む一方の少子高齢化など、生活基盤の安定や定住促進を阻む難問が山積いたしておりますが、このことはあらゆる場面で申し上げ続けて参りました。

このような和水町が「確かな存立」をして行くための最優先課題は、やはり「雇用の場の創出」であります。

この町で育つ若者がこの町に残り、この町で働き、家庭を築き子どもを育てる、地域にとっては、これが理想的な世代の循環であります。

当然ながら、首長にとっては、若者がこの町に住みつくためのツール整備、すなわち「企業誘致」「地場産業の育成」が最大の命題となります。

この町は九州縦貫道菊水ICを有し、肥沃な土地と温泉や湧水にも恵まれた豊かな土地柄にあります。

農林業と商工業の一体的な町づくりには、最適な土地柄であると言えるかも知れません。

一方地場産業となりますと、この町にとって農林業の維持、育成は不可欠な課題であり、その販売ルートの確保が重要な決め手となってまいります。

それらを総合して勘案した場合に、雇用の場が確保され且つ農林業の維持、育成にも寄与する第6次産業分野の企業誘致の実現を期待するところであります。

現状、この分野の企業2社と誘致折衝中でありまして、迅速かつ粘り強く交渉を行ってまいりる所存でございます。

また6次産業以外の企業では、製造業、観光、地域再生開発等の企業数社と接触中でありまして、これらの企業についてもレスポンスを重視し、鋭意推進してまいります。

更に雇用面で申し上げますと、実践型地域雇用創造事業協議会を立ち上げました。

この事業は、産業振興策としての厚労省補助事業であり、まず事業推進のための協議会を立ち上げ、推進メンバー6名を雇用し、農林漁業製品の6次産業化、加工食品ですね、6次産業化や「ご当地グルメ」「お土産」の開発販売、料理店の出店、ツアー客誘致等の事業開拓を行い、事業内容・規模の拡大に伴って雇用の増大を図る、という事業であります。

3年間の期間限定補助金給付となっておりますが、最も順調にいった場合には、最大69名の求職ニーズに応えることも可能でありまして、7月よりスタート予定であります。

また、国の企業提案型緊急雇用創出基金事業、これも補助事業でございますが、「地域人づくり事業」にエントリーをいたしております。

事業中身は、1番目、三加和温泉郷における食事処の新設または追加出店による雇用拡大事業、2番目に、地元企業が経営する飲食店をフランチャイズ化することによる従業員の処遇改善事業、3番目に、地元企業の見学会等の実施による企業PRや販路拡大に伴う処遇改善事業の3つのタイプの雇用促進事業であります。8名の新規雇用と総額3,600万円の全額補助が見込めますので、認可次第に参加事業主を公募の予定でございます。

加えて蛇足ではございますが、大規模メガソーラー事業につきましても4地区において実現の見通しとなり、完成後20年間の固定資産税歳入も見込めるかと思っております。

このように企業誘致・雇用創出については職員も精力的な活動を行っていただいているところであり、申し述べましたように、新しい事業にも着手いたしておりますので、引き続き職員ともどもに奮励を重ねてまいりたいと存じます。

農林産業振興、後継者確保につきましても、このような6次産業企業誘致などと組み合わせた対策を講じる一方、農水省補助事業で東京農業大学、東京大学等が参加して行う「農業用小水力発電モデル事業」にもエントリーいたし、朗報を期待いたしているところでございます。

農林対策につきましても、知恵を絞りながら歩み始めたところでございます。

次に定住促進事業であります。分譲宅地、団地開発につきましては、前原地区の「菊水の里」付近の町有地を念頭に置いており、今回の肉付け補正予算におきましても300万円の地質調査費を計上させていただいており、正規に事業推進します場合は、改めまして議会への御相談を申し上げたいと考えております。

里山計画の美観、景観対策は、観光事業の清流菊池川の観光資源開発と一部重なりますが、菊池から合志、山鹿、和水、玉名と菊池川流域市と町で菊池川沿いに「桜並木」を造ろうかという構想も浮上しております。

私も就任いたしまして約2カ月を経て、近隣の首長の皆さまとの親密度もだいぶ進んでまいったところであり、この話もまだ具体的ではありませんが、この事案に限らず、近隣自治体との連携も深めながら、対策を練っていただけたらいいなと思うところでございます。

基幹道路それから菊池地域から三加和地域へのアクセス道路につきましては、専ら県との折衝事案となりますが、先般の県事業説明会等におきましても、希望事案としてお願いをいたしたところでもあります。

それこそネジリ鉢巻の交渉を行いたいと考えております。

限界集落化防止事業につきましては、今回補正予算におきましても地区の要望に基づく町道整備費、河川維持費等を計上させていただいておりますが、もうひとつ重要なことは、日頃黙々と活動いただいているボランティアグループとの連携が欠かせないところでございます。

このような皆さまと手を携えながら対策を講じてまいりたいと思っております。

町づくり推進課の設置構想につきましては、一般質問と関連いたしますので、その際に十分のお時間をいただきたいと思います。

子ども対策・高齢者福祉対策につきましても、一般質問の答弁で、現況、将来像を含めての御議論をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、文化、観光事業でございますが、就任いたしまして以降、多くの町民の皆さまのお集まりに顔を出させていただきましたが、そこで感じましたことは町民の沢山の皆さんが学習意欲・向上意欲が旺盛であるということでございます。

町立図書館の開設を検討したいと町民の皆さまにお訴えをしましてまいりましたが、町民の皆さまを拝見しておりますと、ことさらその思いが強くなってまいります。

なぜならば、条例図書館、町立図書館ですね、いわゆる私立だとか、条例図書館、条例図書館であれば、ありとあらゆる刊行本を読んでいただくことができます。国会図書館でも借り受けることができるからであります。

図書室であると、それがなかなか出来ません。読めるのは基本的には蔵書だけとなります。

例えば、つい先日、国指定文化財の鞠智城、パソコンに鞠智がでませんので、ひらがなにしてみました。鞠智城の研究成果が出版され、公立図書館には配置するという新聞記事になっておりました。

市販されない本は、いくら興味があってもなかなか手にとれません。

おそらく議員各位は「そぎゃんこつはわかっとなる。問題は金たい」と思っておられるかと思えます。そのとおりであります。学校跡地利用等を含め、そのような経緯もございまして、視野に入れ続けてまいりたいなと思うものでございます。

もうひとつ気がつきましたことは近隣自治体の皆さんに「肥後民家村」の評価が非常に高いということであります。

「船山古墳はわからんが肥後民家村はよか、もったいなか」という声をしばしば町外の人から耳にいたします。

観光や憩いの目玉として、民家村の再整備は民力を借りるなどして考えていく必要がありますが、残念なのは船山古墳であります。

喫緊の課題として、船山古墳、肥後民家村、田中城等の活用は検討、推進していかなければならないなど実感しております。

最後に行政刷新と情報公開であります。ここでも税負担の低減、行政諮問会議などは一般質問と深く関連いたしますので言及を避けさせていただきます。

町議会中継システムでございますが、先般の全員協議会においても一部議員様からの御助言もいただきました。

御存知のとおり、10月開通に向けて光ブロードバンドの敷設も進んでおりますが、ソフトとして組み込めるのか配信費用はどうか、利用者の負担はどうかと種々の壁もございます。

防災無線も電波法との兼ね合いもあるようではありますが、私といたしましては、なんとか実現したいという願望は強うございます。検討を続けてまいりたいと考えております。

以上、一般質問との兼ね合いもございまして、やや駆け足となりましたが、施政の方針につき申し述べさせていただきました。

就任以来もう2カ月と申せばもう2カ月、まだ2カ月と申せばまだ2カ月、今回の補正予算、諸議案にしましても従来踏襲型の御批判、お叱りをいただくかもわかりませんが、皆さん不慣れた町長を抱えて、連日職員達が徹夜同様に作成してくれた議案であります。

必ずしも私の施政方針を反映したものではないかと存じますが、十分に御審議のほどをお願い申し上げまして、行政報告、施政方針の御披露とさせていただきますたく存じます。

御清聴、大変ありがとうございました。

平成26年6月13日、菊水町長 福原秀治。

ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告並びに施政方針を終わります。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、承認第4号「専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） それでは、承認第4号、和水町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分の必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。和水町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に交付され、関連します政令、省令もそれぞれ交付され、いずれも4月1日より施行されました。これに伴いまして、本条例を改正したものでございます。改正条文に添付しております、1枚の両面刷りの参考資料で主だった改正概略を説明したあと、内容の説明をさせていただきます。

まず法人税割の税率の変更でございます。法人税割の税率が引き下げられることになり、これに伴いまして新たに地方法人税が創設されることになりました。これに伴い、所要の規定の整備を行ったものであります。

次に軽自動車税の税率の引き上げでございます。これも法律改正に合わせた改正でございます。

併せて軽自動車税の税率の特例として、はじめて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度以降の、年度分の三輪以上の軽自動車に対する重課の規定が新設されております。

次に肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限が3年間、延長されました。

また新築住宅等に対する固定資産税で新たに耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設されました。その他優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得にかかる課税の特例について、適用期限が3年間、延長されております。以上が主な改正点でございます。これらの内容は全て国の法律改正に合わせて、改正されたものでございます。

それでは、まず和水町の税条例の一部を改正する条例ですが、お手元の新旧対照表の1ページをごらんください。

第23条、町民税の納税義務者等について第2項、第3項の改正が行われておりますが、これは法人税法において外国法人の恒久的施設が提示されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

第33条、所得割の課税標準につきましては、条文中の条項等の修正でございます。

次に第34条の4、法人税割の税率でございますが、法人税割の税率が12.3%から、9.7%に、2.6%引き下げられることになっております。これに伴って地方法人税が創設されます。このように国は地域間の税源の偏在化を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人税割の一部を国税化し、地方交付税の減資化を図るというものです。

次に第48条ですが、これは法人税法において、外国法人にかかる外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備でございます。新旧対照表2ページをお願いします。

第52条、法人町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金ですが、法人税法において、外国法人にかかる申告納付制度に規定されることに伴う所要の規定の整備でございます。

次に3ページ。第57条及び第59条については、条文中の条項の修正でございます。

次に第82条、軽自動車税の税率ですが、第1号から第3号まで、原動機付自転車、軽自動車及び小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税額について解説したものでございます。1.25倍から2倍の増税となっております。また、もっぱら雪上を走行するものについては降雪量の多い市町村以外の市町村では、課税している市町村が少ないということで今回、削除されております。なお、原付及び二輪車については、平成27年度より税率引き上げ、軽四輪車等については、平成27年4月1日以降、新規登録した分から新税率を適用し、それ以前に登録した分については、旧税率が適用されます。

次に4ページ。附則、第4条の2、公益法人等にかかる町民税の課税の特例ですが、租税特別措置法改正に伴う所要の措置を行ったものであります。

また5ページから9ページの、附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除されました。

次に10ページの附則第8条、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例につきましては、適用期限が3年間延長されることになりました。

次に附則第10条の2、法附則第15条第2項第6号等の条例に定める割合については、これはわが町特例の導入について今回新たに平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍冷蔵機器に対して講じる固定資産税の特例措置を追加したことによる改正です。具体的にはノンフロン製品、CO₂ショーケース、空気冷凍システム等が対象資産となっております。

次に附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、第9項として、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が新たに創設されたことに伴う改正でございます。

次に11ページの附則第16条、軽自動車税の税率の特例ですが、条例が削除されていたものを新たに定めたものでございます。内容としましては、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の、軽自動車税の重課についての規定でございます。率にしまして通常の税額の約1.2倍の税額となっております。

次に附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例についてですが、附則第8条の肉用牛同様に適用期限を3年間、延長するものでございます。

次に、12から14ページの附則第19条、一般株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の町民税の課税の特例、第19条の2、上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の町民税の課税の特例につきましては、規定の明確化を行ったものであります。また附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例につきましては、法律改正に伴う所要の規定の整備を行ったものであります。

また附則第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告については、規定の明確化を行うとともに移行一般社団法人等にかかる非課税措置の廃止に伴う改正でございます。

次に15ページから19ページの附則第21条の2につきましては、条文中の条ずれの手当てを行ったものでございます。

次に附則第22条、附則第22条の2、附則第23条の東日本大震災にかかる特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き条例には規定しないこととなったため、削除したものでございます。これに伴いまして附則第24条を附則第22条に、第25条を第23条に繰り上げを行っております。

次に新旧対照表20ページの、和水町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてですが、この条例は昨年12月制定した条例であります。今回その条文の内容について文言の追加や修正を行ったものであります。

続きまして、改正文の方をご覧ください。新旧対照表とは別に改正文もつけております。改正分の4ページですけど、附則についてですが、まず第1条では、施行日を平成26年4月1日と定めております。また施行期日が異なるものにつきましては、第1号から第6号まで別途定めている

ところでは、第1号では、法人税法の税率改正及び経過措置の規定について平成27年10月1日から。第2号では、公益法人等にかかる町民税の課税の特例及び非課税口座内、上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例並びに第22条、第23条の削除と条文の繰り上げ、個人の町民税の経過措置の規定については、平成27年1月1日。第3号では、軽自動車税の税率及び軽自動車税の経過措置の規定については、平成27年4月1日。第4号では町民税の納税義務者と法人の町民税の申告納付、法人の町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金及び軽自動車税の税率の特例の改正規定、法人町民税の経過措置、軽自動車税の経過措置の遅延については、平成28年4月1日より。第5号では、所得割の課税標準、一般株式等にかかる譲渡所得等にかかる、町民税の課税の特例及び上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる町民税の課税の特例改正規定については、平成29年1月1日からということになってます。第6号では固定資産税の非課税、改正規定については、子ども・子育て支援法の施行日から、それから第2条以降はそれぞれ税目ごとの経過措置を謳ったものでございます。第2条では、町民税に関する経過措置を、第3条では、固定資産税に関する経過措置を、第4条から第6条までは軽自動車税に関する経過措置について謳ったものでございます。

以上が和水町税条例の改正内容でございますが、今回の改正につきましては、平成18年に制定された和水町税条例の一部と、昨年12月に改正した条例の一部を一緒に改正した形になっておりますので、なかなかわかりにくい点が多かったと思いますが、特に昨年10月、12月に改正した条例につきましては、まだ施行期日は到来していないものの改正となっております。

以上で、承認第4号の和水町税条例等の一部を改正する条例、専決処分の説明を終わります。以上です。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、承認第5号「専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 承認第5号、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分の必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。今回の専決処分につきましては地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、改正するものでございます。

主な改正内容は2点。

- 1点目は、保険税の課税限度額の引き上げ。
- 2点目は、保険税軽減対象の拡大です。

改正条文に添付しております、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条第3項及び4項中、保険税の後期高齢者支援金にかかる課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金にかかる課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものです。

次に第18条の第1項中、地方税法施行規則、第24条の37第1項を第24条の36に改めます。これは、条ずれの措置として規定の整備でございます。

次に2ページをお願いします。

第23条中、14万円を16万円に12万円を14万円に改め、同条第2号では、5割軽減の基準について24万5,000円を乗ずる被保険者の範囲に世帯主を含めるものとし、同条第3号では、2割軽減の基準について被保険者に乗ずる金額を現行35万円から45万円とするものです。

これらは減額措置にかかる低減判定所得の算定方法の変更ですが、施行令改正に合わせた改正となります。

以上で承認第5号、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決処分についての説明を終わります。

以上です。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認について（平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正（予算1号））

○議長（杉本和彰君） 日程第7、承認第6号「専決処分の承認について（平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 承認第6号、平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）の専決処分について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をする必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めらるるものでございます。この専決処分につきましては、平成25年度でこの和水町住宅用地造成事業会計を廃止することに伴う、平成25年度の清算によります剰余金を一般会計へ繰り出すための補正となります。補正額としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、612万9,000円とするものでございます。

内容説明します。歳出から説明しますので、最後のページ6ページをお願いします。28節の繰出金のところですが、一般会計繰出金を190万6,000円増額しております。これは平成25年度の歳入総額が573万8,946円。歳出総額が139万1,227円となり、差引き434万7,719円の剰余金がでますので、これを一般会計に繰出すため190万6,000円増額補正しております。

その他の歳出の補正の需要費、役務費、委託料の減額補正につきましては、それぞれ不用額の

調整のための補正となります。

次に歳入を説明します。5ページをお願いします。

歳入の補正につきましても、それぞれ収入済額の調整のための補正となります。なお繰越金の前年度繰越金145万6,000円の補正は、平成24年の頃の繰越金でございまして繰越金額が235万9,888円となっておりますので、繰越金のところを145万6,000円補正しております。

なお、平成26年度の予算につきましては、一般会計の方に計上しております。

以上簡単ですが、承認第6号、平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）の専決処分の説明を終わります。

日程第8 議案第30号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第30号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 議案第30号、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は定住促進事業のひとつとして町内において新築住宅及び新築賃貸住宅の取得に対し固定資産税を減免し、税制面から支援し定住促進を図ることを目的とする条例でございます。

改正の内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げます。

次のページの新旧対照表をごらんください。左が改正後、右は改正前となります。

第3条第1号及び第5条第1号で、新築住宅及び新築賃貸住宅の固定資産税の減免対象を規定しております。それぞれ平成26年3月31日までとしておりましたが、してありました新築対象期間をさらに定住施策の拡充を図るため平成28年3月31日までと2年間延長するものでございます。この改正は上位法の地方税法に基づく新築住宅に対する減額措置の対象となる住宅に対して、地方税法で減額された税額の残りの税額を減免することから地方税法の一部改正により減額措置の期間が平成28年3月31日までと2年間延長されたことにより、地方税法の改正に伴いまして、この条例も平成28年3月31日までの間に新築された住宅及び賃貸住宅を減免対象とする改正になります。

以上簡単ですが、議案第30号、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第31号 和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第31号「和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館

条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 議案第31号、和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。下の方に提案理由を書いておりますが、社会教育法第15条第2項及び18条の改正に伴い条例を改正する必要があります。これが条例案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページの新旧対照表により説明をいたします。

これまで社会教育法第15条第2項に社会教育委員の構成ということで記載されておりましたが、今回社会教育法からその分が削除されたということで、委員の委嘱の基準を条例に明記する必要が生じてきました。改正前の社会教育委員設置条例のそこに書いていますように第2条から第4条をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、それぞれ第3条、第4条、第5条としたうえで、第1条の次に第2条として、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するという条文を加えるものでございます。

次に公民館条例の一部改正ですけれども、新旧対照表の2ページをご覧ください。

和水町公民館条例第4条に審議会の委員は、社会教育委員設置条例に規定する委員、いわゆる社会教育委員をもって充てることになっております。今回社会教育委員設置条例第3条、定数に関することですが、第4条は任期に関する事です。それに新たに今言いましたようにですね、先ほど言いましたように第2条の委嘱の基準を加えました。これに伴いまして公民館条例第4条第2項の一部を改正する必要が生じたものでございます。

以上、議案第31号、和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第32号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第32号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第32号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。提案理由の説明を申し上げます。

表紙を1枚めくって頂いて裏面をごらんください。

平成26年度和水町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,745万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,464万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。

提出日は平成26年6月13日。提出者は和水町長 福原秀治であります。

まず、第1表、1ページですが、歳入歳出補正予算について御説明をいたします。

第1表では細目がわかりにくうございますので、資料として添付しております7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを御説明いたします。

歳入については9ページをお開きください。9ページです。

2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金は758万1,000円を追加補正するものです。これは社会保障税番号制度システム整備補助金として交付されるもので、同制度の平成29年7月開始に向けた、本庁総合行政システム改修のための事業に充当予定であります。

それから4目土木費国庫補助金に5,665万2,000円を追加いたします。これは住宅費交付金の1,037万2,000円を追加するものがひとつで、これは中央団地の屋根防水、外壁の改修工事に充当予定であります。同じく土木費国庫補助金の道路整備交付金として4,628万円を追加いたします。

これは道路維持費、道路新設改良補助事業分です。それと橋梁維持費に充当予定であります。

第15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は245万4,000円の追加で1節農業費補助金の245万4,000円です。その主なものはくまもと稼げる園芸産地育成対策事業として253万2,000円でありまして、歳出において同一名の事業に充当する予定であります。

それから5目の商工費県補助金は、2,573万9,000円の追加補正であります。

緊急雇用創出事業補助金の2,573万9,000円です。こちらは生産性向上に資する事業者を支援する事業。それから労働者の処遇改善を図るための事業の2つに充当する予定であります。18款繰入金、2項の基金繰入金は1億7,714万円を公共施設整備基金から繰入、番城造成地の工事費に充当する予定であります。

10ページをお開きください。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、2億4,982万4,000円を追加補正いたします。これは、財源調整のための繰越金でございます。

20款諸収入の5項雑入、2目の雑入で220万円を追加いたします。これはコミュニティ助成事業助成金で宝くじ助成事業として、用木神楽組への助成事業に充当予定であります。

21款町債、こちらは1億6,580万円を追加いたします。

土木起債でございます。これは道路新設改良費の単独分に充当予定であります。

以上、歳入合計といたしまして6億8,745万6,000円を追加し、歳入予算の総額を66億7,464万1,000円とすることを願います。

次に歳出について主なものを御説明いたします。なお、職員給与等の人件費については4月の人事異動に伴う増減でありますので、割愛をさせていただきます。

11ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費について1目一般管理費には、人件費の減122万1,000円と委託料

の増額分172万8,000円の相殺によりまして48万1,000円を追加するものです。増額追加は、13目の委託料でこちらは地方公務員法の一部が改正され、本年5月に交付をされたところです。その交付日から2年以内に人事評価制度の構築の必要があることから今年度から導入にむけた検討を進めることとして業務を委託するものであります。

6目企画費、570万円を追加いたします。主なものは、13節の委託料300万円を追加します。これは先ほど町長の施政方針でもありました、インター前の町有地を宅地開発するための調査委託料であります。また、19節の負担金補助及び交付金の定住促進事業補助金、270万円は、条例改正の提案を申し上げとりました。失礼しました。新婚定住促進奨励金交付事業を2年間延長することに伴う追加補正でございます。

続いて12ページをお開きください。

8目の電子計算費に992万円を追加いたします。主なものは13節の総合行政システム改修業務委託料896万4,000円の追加で、これは社会保障税番号制度の導入に向けたシステム改修の委託料です。

10目地域づくり推進費に257万3,000円を追加いたします。主なものは19節の負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金220万円の追加で、用木神楽の神楽用品の整備に対する補助金であります。

13目諸費13節の委託料、LED照明設計監理等委託料、669万6,000円の追加であります。これは防犯灯、町内にございます防犯灯の約1,300基のLED化を図るための調査、設計業務委託でございます。

続いて15ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費について御説明いたします。5目の果実園芸振興費は、19節の負担金補助及び交付金のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業253万2,000円の追加であります。これは県補助金を園芸作物の生産量の増大と生産経費の削減に効果のある施設、機械や基盤整備等を図る事業者に対して、交付する事業でございます。

15目の有害鳥獣被害対策事業は、19節負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止総合対策事業負担金、1,918万8,000円の追加です。これは町の有害鳥獣捕獲対策協議会に負担金として支出するものであります。事業概要は、主にイノシシを対象としたワイヤーメッシュ柵等を購入して、農家に貸し出すという事業であります。

続いて7款商工費、1項商工費、1目商工総務費に2,503万3,000円を追加いたします。主なものは13節の委託料で地域人づくり事業委託料、2,573万9,000円の追加であります。これは、県事業を受けて生産性向上に資する取り組みを行う事業者の支援、それから労働者の処遇改善を図る事業者を支援する。本年度は雇用拡大事業に1件、労働者処遇改善事業に2件の合計3件を募集して事業を委託するものであります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は4,542万円を追加いたします。これは、15節、

工事請負費4,520万円の追加で、ちょうど24路線の改良、補修、安全施設設置などの工事費であります。

同じく2目の道路新設改良費、単独分に1億9,712万7,000円を追加いたします。主なものとしたしまして、13節、委託料のうち道路設計委託料、2,850万円の追加は、岩線、他8路線の設計委託料です。

15節工事請負費1億5,600万円の追加は龍の草線、他8路線の工事費であります。

17節の公有財産購入費、これは新設改良に伴う用地費として850万円を追加いたします。

22節補償、補填及び賠償金は西光寺中林線、他3路線の立木保障費等として481万円を追加するものであります。

続いて3目道路新設改良費補助分は、8,000万円を追加いたします。このうち13節委託料は約1,200m分の測量設計委託料として5,700万円、それから司法書士委託料として490万円の合計委託料が6,190万円の追加であります。

17節の公有財産購入費の1,000万円の追加は、新設改良に伴う用地費、用地の購入費です。

22節補償、補填及び賠償金800万円の追加は、立木費等の保障金を計上いたしているところです。

17ページをごらんください。

4目橋梁維持費、1,800万円の追加でその内訳は、13節委託料として4橋梁、4つの橋の設計業務委託料1,300万円と、その4橋梁の工事請負費500万円であります。

同じく8款土木費、3項河川費、2目河川維持費に6,060万円を追加いたします。これは、15節の工事請負費に追加するもので小田川、他7河川の付け替え、掘削等の工事費であります。

それから同じく8款、5項の住宅費、1目住宅管理費に2,878万円を追加いたします。主なものは15節工事費の2,862万4,000円で、中央団地の屋根防水及び外壁の改修工事を予定しているところです。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に371万6,000円を追加いたします。

1ページあけていただきたいと存じます。

右側の7節、賃金446万2,000円の追加は、当初東小学校に県費の養護教諭配置を計画予定しておりましたが、県費での配置がなかったことから町費での配置をすることなどによる賃金の追加補正をお願いするものであります。

6目学校統合事業費に1億8,297万7,000円を追加いたします。主なものは15節、工事費の1億7,714万円の追加であります。その内訳は、番城造成地の西側工区の工事費、1億2,629万7,000円。それから進入路整備費として704万9,000円、調整池等の整備費として4,379万4,000円であります。

19ページをごらんください。

10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費に306万8,000円を追加補正いたします。その内訳は13節で、306万8,000円の追加で遺構の切取保存処理委託料として計上をさせていただいております。

同じく10款教育費の5項保健体育費、3目学校共同調理場費に210万7,000円を追加いたします。主なものは15節工事請負費190万1,000円の追加であります。これは三加和地区の旧小学校調理場の空調を、3機ございますが、これを菊水共同調理場と三加和共同調理場で利用するための移設工事費であります。

以上、主なものを御説明させていただきました。歳出合計として6億8,745万6,000円を追加し、歳出予算の総額を66億7,464万1,000円とするものです。

続きまして地方債補正について御説明をいたします。

6ページにお戻りください。

第2表、地方債補正について御説明いたします。

起債の目的は道路橋りょう整備事業で過疎債で1億6,580万円の借入を計画しているところでございます。

以上、議案第32号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）の提案理由とさせていただきます。

日程第11号 議案第33号 平成26年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第33号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特老施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第33号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万6,000円を追加しまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,371万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。歳入について説明いたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を357万6,000円増額補正いたしまして、2,246万6,000円追加いたしております。これは前年度繰越金を歳入財源として357万6,000円を増額してるところでございます。以上が歳入の説明です。

歳出について説明いたします。6ページをお願いします。

1款総務費の1款、1項施設管理費、1目一般管理費を307万9,000円増額補正いたしまして4億4,394万8,000円といたしております。内訳は2節給料の235万8,000円の増額、3節職員手当等の35万7,000円の減額につきましては、4月の人事異動によるものでございます。それから15節の工事請負費の133万6,000円の増額でございますけども、これは利用者の食堂の改修費に72万8,000千円、それからベランダ等の手すりの塗装に60万8,000円を予定をしてるところでございます。食堂の改修につきましては、最近介護度の低い利用者が増加いたしまして、1階の食堂の利用者が全て車いす利用のため手狭となりましたので、施設の畳の間が16平方メートルぐらいございます

けども、これを取り払いましてフローリングすることによりましてより多くの方が車いす利用での食事が摂取できるということになることとでございます。それから各収容棟のベランダ等の手すりが19カ所ございますけども、これが鉄製のためにサビにより腐食が進んでおりまして布団などの干し物ができない状況でございますので、これを塗装するものでございます。

それから18節の備品購入費の37万2,000円の増額につきましては、機能訓練の一環でございます。温熱療法による痛みを和らげるホットパックを加温・加湿する機器を買い替えるものでございます。この機器のコンセント部分が焦げ付いておりましていつ出火してもおかしくないとのメーカーからの指摘もございまして製造年数もやっと昭和がわかるぐらいの年代物でございます。現在は一時的に無人になる場合はコンセントからコードを抜いておるところでございます。昨年10月の11日未明に福岡市の整形外科医院で火災が発生しまして、10名の方が亡くなられましたことが、まだ記憶に新しいと思いますけども、出火原因も私どもの施設と同機種のものであるとのこととでございますので、買い替えをお願いするものでございます。

続きまして2款サービス事業費の1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費を13万3,000円減額しまして、3,515万1,000円といたしております。

これは2節給料の9万9,000円の減額、それから3節職員手当等の3万4,000円の減額でございますが、これも内部の人事異動による人件費の補正でございます。

以上が歳出の補正でございます。

以上、議案第33号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第34号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第34号「平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第34号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万8,000円を追加し7,523万3,000円としております。はじめに歳出から御説明いたしますので、最後の6ページをお願いいたします。

まず、はじめに施設管理費需用費の修繕料を54万6,000円増額しております。

これは東郷地区の簡易水道施設の塩素滅菌器取り換えの修繕料でございます。この滅菌器は平成5年度の施工で老朽化が進みまして現在、安定的な残留塩素での供給をするために頻繁に調整が必要な状況にあります。そのために滅菌器の装置の取り換えを行うものでございます。

次に委託料として259万2,000円の補正をお願いしております。これは町内3カ所、馬場地区、大藤地区、東郷地区の簡易水道施設の排水地につきまして耐震診断を行い、耐震性を検証いたし

まして、緊急災害時に応急給水ができるよう計画的に耐震化の計画を行っていきたいというふうに思っております。なお改修が必要だった場合には、簡易水道と施設整備費、国庫補助金、3分の1の補助が見込めますので、これによって改修をしていきたいというふうに思います。

なお歳入につきましては、歳出歳入調整のため繰越金313万8,000円を計上いたしております。

以上で議案第34号、和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第35号 町道の路線認定について

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第35号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第35号、町道の路線認定について提案理由の説明を申し上げます。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要でありますので、今回提案しております。

次のページをお願いいたします。

整理番号159番、これは路線番号になります。路線名が大江田公民館線、起点が原口字大江田479番の1地先で、終点が原口字道園の145番地の1地先となります。道路延長は90m、幅員は、4.1mから4.5mでございます。

起点につきましては、県道大牟田植木線に面しております。また終点は平成25年度1月に新築移転されました大江田公民館となっております、敷地内には公園等も整備され区民の憩いの場というふうになっております。

また消防の積載車格納庫もあり、防災の面でも重要な路線であり、今回提案いたしております。よろしく申し上げます。

以上で、議案第35号、町道の路線認定について提案理由の説明を終わります。

日程第14 陳情等の常任委員会付託等について

○議長（杉本和彰君） 日程第14、陳情等の常任委員会付託等につきましては、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり2件を配布、2件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

○議長（杉本和彰君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

16日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

散会 午前11時39分